

## 商標登録出願に関する早期審査弁法（試行）

**第1条** 国家の高品質な発展に奉仕し、知的財産権分野における「放管服」改革（行政の簡素化・権限の移譲、権限移譲と管理の結合、サービスの最適化—訳注）の政策決定を実施し、法に基づいて国家利益、社会公共利益又は重大地域発展戦略に関わる商標登録出願の審査を迅速化するため、「中華人民共和国商標法」及び「中華人民共和国商標法実施細則」の関連規定に基づき、商標関連業務の実務と結び付け、本弁法を制定する。

**第2条** 次の各号のいずれかに該当する商標登録出願については、早期審査を請求することができる。

（一）国家又は省レベルの重要なプロジェクト、大型プロジェクト、重要な科学技術インフラ施設、重要なイベント・競技、重要な展示会等の名称に関するもので、かつ、商標権の保護が緊急性を有する場合

（二）非常に深刻な自然災害、非常に深刻な事故・災害、非常に深刻な公衆衛生事件、非常に重大な社会安全保障事件等、緊急事態の発生時であって、当該緊急事態への対応に直接的に関連する場合

（三）良質な経済発展及び社会発展に資するため、及び、「知的財産権強国建設綱」の実施を促進するための確かな必要性がある場合

（四）その他、国家利益、社会公共利益又は重要な地域開発戦略を順守する上で、重要で実質的な意義が存在する場合

**第3条** 早期審査を請求する商標登録出願は、同時に次に掲げる要件を満たさなければならない。

（一）出願人全員の同意があること

（二）電子申請方式を採用していること

（三）登録出願に係る商標が文字のみからなるものであること

（四）団体商標又は証明商標に係る登録出願ではないこと

（五）指定商品又は指定役務の項目が、第2条に掲げる状況と密接な関連性を有し、かつ、「類似商品及び役務の区分表」に掲載された規範名称であること。

（六）優先権を主張していないこと

**第4条** 商標登録出願の早期審査を請求する場合、次に掲げる資料を紙方式で国家知識産権局に提出しなければならない。

（一）商標登録出願に係る早期審査申請書

（二）本弁法第2条の規定に適合することを証明する関連資料

（三）中央・国家機関の関連部門、省レベルの人民政府又はその弁公庁（政府事務局に当たる—訳注）が発行した早期審査請求に関する推薦意見書、又は省レベル知的財産管理部門が

## 発行した早期審査の請求理由と関連資料の真実性に関する審査意見書

**第5条** 国家知識産権局は、早期審査請求を受理した後、当該請求が本弁法の規定に合致する場合には、法律に従って早期審査を許可し、審査決定を下す。本弁法の規定に適合しないものについては、早期審査を行わず、法律に基づき、通常の手続に沿って審査を行うものとする。

**第6条** 国家知識産権局が早期審査を許可した場合、許可の日から20営業日以内に審査を完了しなければならない。

**第7条** 早期審査の過程において、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当すると判明した場合、早期審査手続を終了し、法で定める通常の手続に沿って、審査を行うことができる。

- (一) 法に基づき、商標登録出願に対して、補正、説明或いは訂正を行う必要がある場合、及び、同日出願の審査手続を行う必要がある場合
- (二) 商標登録出願人が早期審査請求を提出した後、審査の猶予を請求した場合
- (三) その他の早期審査ができない事情が存在する場合

**第8条** 早期審査された商標登録出願について、法により審査結果が出された後、法律の関連規定に基づき、関連主体は初歩登録査定を経て公告された商標登録出願に対して異議申立を行い、又は、拒絶或いは部分拒絶された商標登録出願に対する拒絶査定不服審判を請求することができる。

**第9条** 国家知識産権局は、商標登録出願の加速審査業務において、法に基づく職務の履行、公平な権力行使をしなければならない、規律監察部門の監督を受け入れ、その監督の下、早期審査業務が規範的かつ透明性をもって運営されるようにしなければならない。

**第10条** 著しく悪影響を及ぼすおそれがある商標登録出願に係る迅速な処理の方法については、別途定めることとする。

**第11条** 本弁法に関しては、国家知的財産権局が解釈に係る責を負う。国家知識産権局商標局は、商標登録出願の早期審査に係る具体的な業務を担当するものとする。

**第12条** 本措置は、公布の日から施行する。商標登録出願の早期審査に関するその他の規定が、本弁法と抵触する場合には、本弁法が優先するものとする。

出所：国家知的財産権局ウェブサイト

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/18/art\\_74\\_172820.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/18/art_74_172820.html)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。